

日本学習アカデミー 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、諸外国と我が国との相互理解及び友好の増進を図り、もって日本社会の成長に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、日本学習アカデミーという。

(位置)

第3条 本学は、埼玉県所沢市緑町3-30-7に置く。

(点検及び評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別にこれを定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス	備考
進学2年コース	2年	40名	2クラス	4月生
小計		40名	2クラス	
コース名	修業期間	収容定員	クラス	備考
進学1年6か月コース	1年6か月	40名	2クラス	10月生
IT就職1年6か月コース	1年6か月	20名	2クラス	IT生
小計		60名	4クラス	
総計		100名	6クラス	

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 本学各コースの学期及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月から6月 (10週間)
- (2) 夏学期 7月から9月 (10週間)
- (3) 秋学期 10月から12月 (10週間)
- (4) 冬学期 1月から3月まで (10週間)

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 学期間休業
 - 1. 春学期終了日の翌日から夏学期開始日の前日まで
 - 2. 夏学期終了日の翌日から秋学期開始日の前日まで
 - 3. 秋学期終了日の翌日から冬学期開始日の前日まで
 - 4. 冬学期終了日の翌日から春学期開始日の前日まで
 - (5) ゴールデンウィーク休業（4月末から5月初旬のゴールデンウィーク期間）
 - (6) 夏季休業（8月上旬から8月中旬まで）
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、次のとおりである。

- | | |
|--------|---------------|
| (午前の部) | 9時00分～10時30分 |
| | 10時45分～12時15分 |
| (午後の部) | 13時00分～14時30分 |
| | 14時45分～16時15分 |

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。

(1) 進学2年コース

レベル (日本語教育 の参照枠)	内容	授業時数等
初級Ⅰ (A1)	簡単な単語や文章を理解し、日常的な情報を読んだり書いたりできる。ゆっくり話される日本語を聞き取り、簡単な日本語を用いて基本的なやりとりができる。	200時間 (10週)
初級Ⅱ (A2)	簡単な説明や指示を理解し、必要な情報を把握できる。日常生活でのやりとりができる。基本的な漢字や語彙を使って会話や文章を構成できる。	200時間 (10週)
中級Ⅰ (B1)	日常的な記事を読んで要点を把握し、簡潔な文章で自分の意見や経験を表現できる。学校やアルバイトなどの場面で必要な情報を理解し、伝えられる。正しい文法を使い、円滑なコミュニケーションができる。	200時間 (10週)

中級Ⅱ (B 1)	具体的な情報を含む文章を読み、主要なポイントを理解できる。会話や講義の要点を把握できる。状況に応じた情報交換や意見交換ができる。社会的な話題について議論できる。	200時間 (10週)
中級Ⅲ (B 1)	論理的な文章を読み意見を述べられる。詳細な説明や意見が理解できる。様々な場面で交渉ができる。資料を活用し、発表やスピーチを行える。多くの情報から進学や仕事に必要な情報を収集できる。	200時間 (10週)
上級Ⅰ (B 2)	論理的な構造を持つ記事や報告書を読み、要点を把握できる。自分の意見を論理的にまとめた文章を書ける。効果的な議論を行い説得力のある発表ができる。多様な場面で円滑にコミュニケーションを図れる。	200時間 (10週)
上級Ⅱ (B 2)	客観的な視点を持つ文章を書ける。話者の意図を把握し、情報を整理・分析できる。複雑な内容を明確に説明し、議論や交渉を円滑に進められる。適切な語彙を用いたコミュニケーションを実現できる。	200時間 (10週)
上級Ⅲ (B 2)	専門的な文章を詳細に理解できる。高度な議論や説明を聞き取り、自ら議論を円滑に進められる。専門分野の会話や発表を行い、説得力のある意見を述べることができる。	200時間 (10週)

(2) 進学1年6ヶ月コース

レベル (日本語教育 の参照枠)	内容	授業時数等
初級Ⅱ (A 2)	簡単な説明や指示を理解し、必要な情報を把握できる。日常生活でのやりとりができる。基本的な漢字や語彙を使って会話や文章を構成できる。	200時間 (10週)
中級Ⅰ (B 1)	日常的な記事を読んで要点を把握し、簡潔な文章で自分の意見や経験を表現できる。学校やアルバイトなどの場面で必要な情報を理解し、伝えられる。正しい文法を使い、円滑なコミュニケーションができる。	200時間 (10週)
中級Ⅱ (B 1)	具体的な情報を含む文章を読み、主要なポイントを理解できる。会話や講義の要点を把握できる。状況に応じた情報交換や意見交換ができる。社会的な話題について議論できる。	200時間 (10週)
中級Ⅲ (B 1)	論理的な文章を読み意見を述べられる。詳細な説明や意見が理解できる。様々な場面で交渉ができる。資料を活用し、発表やスピーチを行える。多くの情報から進学や仕事に必要な情報を収集できる。	200時間 (10週)
上級Ⅰ (B 2)	論理的な構造を持つ記事や報告書を読み、要点を把握できる。自分の意見を論理的にまとめた文章を書ける。効果的な議論を行い説得力のある発表ができる。多様な場面で円滑にコミュニケーションを図れる。	200時間 (10週)
上級Ⅱ (B 2)	客観的な視点を持つ文章を書ける。話者の意図を把握し、情報を整理・分析できる。複雑な内容を明確に説明し、議論や交渉を円滑に進められる。適切な語彙を用いたコミュニケーションを実現できる。	200時間 (10週)

(3) IT就職1年6ヶ月コース

レベル (日本語教育 の参照枠)	内容	授業時数等
初級Ⅱ (A2)	簡単な説明や指示を理解し、必要な情報を把握できる。日常生活でのやりとりができる。基本的な漢字や語彙を使って会話や文章を構成できる。	200時間 (10週)
中級Ⅰ (B1)	業務で必要な情報を理解し、簡潔な報告や意見表現ができる。基本的な業務内容を上司や同僚に説明でき、来客対応や情報交換を円滑に進められる。簡単な資料作成も対応できる。	200時間 (10週)
中級Ⅱ (B1)	業務で必要な情報を理解し、簡潔な報告や意見交換ができる。会議で意見を述べたり質問したりできる。IT関連の基本的な技術用語やツール操作を理解し、説明ができる。	200時間 (10週)
中級Ⅲ (B1)	業務で必要な文章や資料を理解し、論理的な文章を作成できる。詳細な説明を聞き取り、簡潔に情報を整理・発信することができる。IT関連のトラブルに対応できる。	200時間 (10週)
上級Ⅰ (B2)	業務で必要な情報を論理的に理解し、ビジネス文書が作成できる。複雑な会話や議論に参加し、意見を明確に伝えることができる。IT関連の問題解決を円滑に進めることができる。	200時間 (10週)
上級Ⅱ (B2)	詳細な分析や議論を含む文書が理解できる。複雑な説明を聞き取り、議論や交渉を円滑に進めることができる。ソフトウェア操作を的確に行うことでき、技術的な意見交換ができる。	200時間 (10週)

2 前項に定める授業時数の1単位時間は45分とする。卒業までに履修する授業日数、授業時数はコースにより次のとおりとする。

進学2年コースの総授業日数は400日とし、総授業時数1600時間とする。

進学1年6か月コース・IT就職1年6か月コースの総授業日数は300日とし、総授業時数1200時間とする。

(学習の評価)

第10条 各学期の成績は各科目の試験結果と課題提出状況に対してA～Eの評価をする。評価基準は以下の通り。

【評価基準】

A(90点以上)：特に優れている

B(80～89点)：優れている

C(70～79点)：概ね基準を満たしている

D(60～69点)：合格に必要な最低限度の基準を満たしている

E(59点以下)：不合格

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

- (2) 主任教員
- (3) 事務長
- (4) 教員 6名以上（うち本務等教員3名以上）
- (5) 生活指導担当者 2名以上
- (6) 事務職員 2名以上（うち常勤職員1名以上）

- 2 前項のほか、副校長を置くことができ、また、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。副校長は校長を補佐する。
- 4 校長は、定期的に教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況・生活状況等を検討する。
- 5 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。
- 6 事務長は事務全般を統括する。
- 7 各クラスの担任教師はそのクラスの他の教師と、生徒の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。
- 8 初任教師は一定期間の研修を受け、本学のクラス運営、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

第4章 入学、コース変更、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第12条 在留資格「留学」により本学に入学する者の入学資格は、原則として、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
- (5) 各コース毎に次の条件を満たすこと
 1. 進学2年コースは日本語を150時間以上学習し、日本語教育の参照枠A1レベル（日本語能力試験N5程度）以上の日本語能力がある者
 2. 進学1年6か月コースは日本語を300時間以上学習し、日本語教育の参照枠A2レベル（日本語能力試験N4程度）以上の日本語能力がある者
 3. IT就職コース1年6か月コースは日本語を300時間以上学習し、日本語教育の参照枠A2レベル（日本語能力試験N4程度）以上の日本語能力があり、かつ母国等で4年生の大学を卒業し、ITの基礎知識を持つ者

（入学時期）

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

（入学手続）

第 14 条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 22 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 22 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(コース変更)

第 15 条 生徒が在籍中にコースの変更を希望する場合は、次の各号をすべて満たした上で、校長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 本人の希望に基づくものであること。
 - (2) 変更先のコースまたはクラスに適応できる能力があると、必要に応じて行われる学力試験の結果または担当教員による所見により認められること。
- 2 コース変更は、学期の開始前に行うことを原則とし、学期途中の変更はやむを得ない特別な事情がある場合に限り、校長の判断により認める。
- 3 コース変更により納付金に差額が生じた場合は、別に定める本学の規定に基づき精算を行う。

(休学・復学)

第 16 条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由によって、90 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 17 条 災害その他の事由により本学における学習の継続が困難となった場合など、生徒が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出ることができる。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 19 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、当該コースの全学期において一定の成績評価を受け、かつ、入学からの出席率が 80% 以上をもって定められた修業期間を終了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 20 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第 21 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、警告・訓告・停学・退学・除籍の 5 種とする。
- 3 前項の警告は、1 度目は担任教員、2 度目は主任教員が行うものとする。
- 4 第 2 項の警告が 3 度目になった場合は訓告とし、校長が行う。
- 5 第 2 項の停学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行い、停学期間は 1 日から 5 日までとし、その期間は校長が判断する。尚、この停学期間は欠席とみなす。
- (1) 日本の法令に反した者
- (2) 他人に多大な迷惑をかけ、警察に通報された者
- (3) 喧嘩・暴力行為などで他人を傷つけるか、器物を損壊した者
- (4) 学生にあるまじき行為をし、態度を改めない者
- 6 第 2 項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が不良な者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
- (6) 日本の法令に反した者
- 7 第 2 項の除籍は、前項の退学に該当する学生で、特に悪質と認められる者に対して行うものとする。

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

- 第 22 条 本学の生徒納付金は、以下のとおりとする。

コース名	進学 2 年コース		進学 1 年 6 か月コース		IT 就職 1 年 6 か月コース	
	1 年目	2 年目	1 年目	2 年目	1 年目	2 年目
入学検定料	30,000 円		30,000 円		30,000 円	
入学金	60,000 円		60,000 円		60,000 円	
授業料	660,000 円	660,000 円	660,000 円	330,000 円	660,000 円	330,000 円
教材費	40,000 円	40,000 円	40,000 円	20,000 円	40,000 円	20,000 円
施設費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円
設備費	15,000 円	15,000 円	15,000 円	7,500 円	15,000 円	7,500 円
課外活動費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円
保険料	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円	10,000 円	5,000 円
健康管理費	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
計	865,000 円	775,000 円	865,000 円	392,500 円	865,000 円	392,500 円

(納入)

第 23 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、校長が授業料について延納あるいは分納を認める相当の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合は、前 2 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

4 授業料の延納についての手続及び延納を認める期間は、校長が別に定める。

(滞納)

第 24 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 25 条 生徒納付金の返納については、生徒納付金等返納規程に基づくものとする。

第 6 章 雜 則

(寄宿舎)

第 26 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 27 条 健康診断は、年 1 回、所定の時期に実施する。

(健康保険加入)

第 28 条 在留資格「留学」を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(公欠)

第 29 条 生徒及び教職員の公欠、忌引きに関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第 30 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。